

太田市開発審査会提案基準 18 地域利便施設 新旧対照表

新	旧
地域利便施設 指定路線の沿道に面して自己の業務の用に供する地域利便施設を建設する基準は、申請の内容が次の各号のいずれにも該当するものとする。 1 建築物は次のいずれかに該当すること (1) 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗であること。ただし、<u>建築基準法施行令第130条の5の3に規定する店舗、飲食店等を含むことができる。</u> (中略) 2 指定路線は次の各号の路線とする。 (1) 国道17号 (2) 国道122号 <u>(3) 国道354号</u> 3 申請地は次に該当すること。 (中略) (2) 申請地の面積は、<u>50,000㎡</u>未満であること。 (中略) 5 建築物の床面積の合計は<u>10,000㎡</u>以下で、かつ、申請敷地の2分の1以下であること。 以下、略	地域利便施設 指定路線の沿道に面して自己の業務の用に供する地域利便施設を建設する基準は、申請の内容が次の各号のいずれにも該当するものとする。 1 建築物は次のいずれかに該当すること (1) 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗であること。ただし、<u>その業種については、衣食住に関する各種商品小売業とする。</u> (中略) 2 指定路線は次の各号の路線とする。 (1) 国道17号 (2) 国道122号 3 申請地は次に該当すること。 (中略) (2) 申請地の面積は、<u>10,000㎡</u>未満であること。 (中略) 5 建築物の床面積の合計は<u>3,000㎡</u>以下で、かつ、申請敷地の2分の1以下であること。 以下、略